

福島県建設業審議会条例（平成五年十二月二十四日 福島県条例第六十六号）

（設置）

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十九条の二第一項の規定に基づき、福島県建設業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、建設業の改善に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第三条 審議会は、委員十七人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、知事が任命する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから任命する委員の数は同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の三分の二以上であることができない。

（任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第五条 審議会に会長を置き、学識経験を有する者である委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、学識経験を有する者である委員のうちからあらかじめ委員の選挙によって定められた者が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

4 学識経験を有する者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が、出席委員の総数の二分の一を超えるときは、議事を決することができない。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 審議会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（小委員会）

第七条 審議会に、専門的事項を調査審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、学識経験を有する者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者で組織する。

3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 委員長は、小委員会を代表し、小委員会の事務を掌理する。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に開催される審議会の会議は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。